

I. 事実の概要

- 5 Xは、昭和56年1月15日の夜、1時間にわたり、三重県内の飯場において、プラスチック製洗面器の底や革バンドでAの後頭部を多数回殴打するなどの暴行を加えたところ、Aは恐怖心による心理的圧迫等によって血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血により意識喪失状態に陥った。XはAを1km程離れた住宅街の駐車場まで自動車運び、同所に放置して立ち去った。
- 10 その後、コンビニの帰りに偶然付近を通りかかったYは、駐車場に倒れている人影を見つけたためあわてて駆け寄ったところ、以前から激しく恨んでいたAであることに気が付き、「誰がやったのかは知らないが、この機に自分の腹いせに何発か殴っておこう」との思いから、近くの民家の壁に立てかけてあった角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、うつ伏せに倒れているAの頭部に振り下ろす形で数回殴打し立ち去った。
- 15 その後Aは、脳出血により死亡した。
調査の結果、直接の死因はXによる暴行から生じた脳出血であり、Yの暴行によりその傷害が拡大し、幾分か死期が早められたことが分かった。
X及びYの罪責を検討せよ。

- 20 参考判例：最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定

II. 問題の所在

- 1時間にわたり、プラスチック製洗面器の底や革バンドでAの後頭部を多数回殴打するなどしたXによる第一暴行とAの死亡という結果、及び角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、
- 25 うつ伏せに倒れているAの頭部に振り下ろす形で数回殴打したYによる第二暴行とAの死亡という結果との「因果関係」が肯定できるか。

III. 学説の状況

A説(条件説)

- 30 すべての条件は価値的に同等であるので、条件関係があれば因果関係を認めることができるとした説¹。

B説(原因説)

結果に対する諸条件のうち、特に原因と考えられるものと単純な条件に過ぎないものを

¹ 福田平『刑法総論[第5版]』(有斐閣,2013年)103頁参照。

区別し、前者のみについて結果に対する因果関係を認めるという説²。

C1 説(主観的相当因果関係説)

5 行為者が認識・予見した事情及び認識・予見しえた事情を考慮し因果関係の相当性を判断する説³。

C2 説(客観的相当因果関係説)

行為当時存在した事情を基礎として相当性を判断する説⁴。

10 C3 説(折衷的相当因果関係説)

行為当時一般人に認識・予見可能であった事情及び行為者が特に認識・予見していた事情を考慮して因果関係の相当性を判断する説⁵。

D 説(危険の現実化説)

15 条件関係の存在を前提として、行為時に存在した事情を基礎に行為の危険性を客観的に判断し、その危険性が結果へと現実化したときに因果関係を認めるとする説⁶。考慮要素として、①実行行為の危険性、②介在事情の異常性、③介在事情の結果への寄与度、の3点を総合して判断する⁷。

20 IV. 判例

最高裁平成4年12月17日第一小法廷決定 刑集第46巻9号683頁

【事案の概要】

25 Xはスキューバダイビングの指導者として、指導補助者3名と共に6名の受講生を指導した。だがXが指導補助者に特別の指示を与えることなく、また後方を確認しないまま前進した結果、指導補助者1名と6名の受講生が海上に取り残され、その後の7名の適切を欠く行動により受講生の1名ができ死するに至った。

【判旨】

30 「被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被

² 小林充『刑法[第4版]』(有斐閣,2015年)43頁参照。

³ 山口厚『刑法[第3版]』(有斐閣,2015年)31頁参照。

⁴ 板倉宏『刑法総論』(勁草書房,2004)113頁。

⁵ 大谷寛『刑法講義総論[新版第3版]』(成文堂,2009年)217頁。

⁶ 山口厚『刑法総論[第2版]』(有斐閣,2008年)59~61頁。

⁷ 前田雅英『刑法総論講義[第5版]』(東京大学出版会,2011年)196~198頁。

害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切さを欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。」

V. 学説の検討

A 説(条件説)について

因果関係は実行行為と結果との客観的な事実関係を確定するものであるから、その判断においては事実関係の存否を客観的に判断すべきである。そのため、因果関係の存否の判断には条件関係の存在で十分であり、条件関係以外を考慮することはその判断の客観的性質に反する、というのが条件説の考え方である。

しかし、条件関係さえあれば因果関係が認められるとすると、条件関係の連鎖がどこまでも続き、極めて広い範囲で因果関係が認められることになり、行為者に帰責することが酷な結果にまで帰責することになりかねず、妥当でない⁸。

したがって、検察側は A 説を採用しない。

B 説(原因説)について

諸条件の中から原因を区別し特定の条件に絞り原因とするこの説は、因果関係の有無を判断する基準として不明瞭であり、構成要件該当性判断として類型的に行うことが難しいと思われる。特に第三者の行為が介在している場合、極めて困難であり妥当ではない。

したがって、検察側は B 説を採用しない。

C1 説(主観的相当因果関係説)について

行為者の認識・予見しえなかった事情については、一般人が認識・予見しえた場合であっても判断の基礎とすることができないので、この場合にも因果関係が否定されることになり、経験則上偶然的結果でないものまでも排除してしまう点で判断の基礎として狭すぎるため妥当ではない⁹。

したがって、検察側は C1 説を採用しない。

C2 説(客観的相当因果関係説)について

行為当時の事情に関して、一般人も知ることができず、行為者も知らなかった特殊の事情をも考慮に入れるのは、社会通念上偶然的結果というべきものについても広く因果関係を認めることになるため妥当ではない。

⁸ 裁判所職員総合研修所『刑法総論講義案(三訂補訂版)』(司法協会,2016年)83～87頁。

⁹ 大谷寛『刑法講義総論[新版第3版]』(成文堂,2009年)217～220頁。

したがって、検察側は C2 説を採用しない。

C3 説(折衷的相当因果関係説)について

因果関係の存否は客観的な問題であり、行為者の主観面が客観的な因果関係の存否に影響を及ぼすことを認めるのは不合理であるため妥当ではない¹⁰。

したがって、検察側は C3 説を採用しない。

D 説(危険の現実化説)について

そもそも因果関係とは行為と結果の連関であり、実行行為とは構成要件の結果発生の現実的危険性を有する行為である。だとすれば、実行行為の有する危険性が結果へと現実化したときに因果関係が肯定される。

また、危険の現実化説では、相当因果関係説と異なり、判断基底に一切の制限を加えていない。ゆえに、行為時の事情のみならず行為後の事情(介在事情)もすべて因果関係を判断する基礎事情となる。それゆえ介在事情の存在を常に考慮することが可能になる。

さらに、相当因果関係説における因果関係の判断基準は経験的通常性(相当性)であったが、危険の現実化説では「行為の危険性が結果へと現実化したか」が判断基準となるため、介在事情の結果に対する寄与度を考慮することが可能になる¹¹。

したがって、検察側は D 説を採用する。

20 VI. 本問の検討

第1 X の罪責について

1 (1)X が A に暴行し致命傷を与えた行為に、検察側が取る危険の現実化説により殺人罪(199 条)が成立しないかを検討する。

25 (2)X は長時間 A の後頭部を多数回殴打する等の暴行を加えている。後頭部という急所を多数回殴打する X の行為は一般的に死の結果をもたらしたとしても何らおかしくはない当然のものである。

また凶器はプラスチック製の洗面器と革バンドと、一見殺傷能力が低そうに見えるが、細長くしなる革バンドの殺傷能力の高さは通常人であれば容易に想像がつくものである。よって殺人罪(199 条)の実行行為が認められる。

30 (3) 検察側が取る D 説によると、因果関係とは実行行為の有する危険性が結果へと現実化した際に認められるものであり、その判断の際、①実行行為の危険性②介在事情の異常性③介在事情の結果への寄与度の 3 つを考慮要素として考えるとされる。

上述した通り X による第一暴行は一般的に死の結果をもたらす危険性がたかいものである。

¹⁰ 板倉宏『刑法総論』(勁草書房,2004)113 頁。

¹¹ 山口厚『刑法総論[第 2 版]』(有斐閣,2008 年)60~61 頁。

本件では X による第一暴行と A の死亡結果との間に Y による第二暴行が介在している。確かに、第一暴行の後、第三者である Y が起こした第二暴行は異常性が高いと言えよう。だが、たとえ Y による第二暴行が想定しえない異常な介在事情であったとしても、それは A の死期を早めただけに過ぎず、X の暴行の有する危険性が A の死亡結果に現実化したと言える。

よって A に致命傷を与えた X の上行為と A の死亡には因果関係が認められる。

(4) さらに上行為によって A を意識喪失たらしめた X は、A を 1km 程離れた住宅街の駐車場まで自動車運び、同所に放置して立ち去っている。よって X の A に対する殺人罪(199 条)の故意も認められる。

(5) よって X に殺人罪(199 条)が成立する。

第 2 Y の罪責について

1(1) 角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、うつ伏せに倒れている A の頭部に振り下ろす形で数回殴打し立ち去った Y の行為について殺人罪の未遂(203 条)が成立しないかを検討する。

(2) Y が使用した角材(130cm×4cm×5cm)は通常人ならば殺傷能力が高いと判断できるものである。加えて Y は、うつ伏せになり意識喪失状態に陥っていた無抵抗の A の後頭部を数回殴打している。これは一般に死の結果を招来する可能性が十分に高い行為であると言える。よって殺人罪(199 条)の実行の着手が認められる。

(3) 検察側が取る D 説によると、因果関係の判断の際、①実行行為の危険性②介在事情の異常性③介在事情の結果への寄与度の 3 つを考慮要素として考える。

Y が行った第二暴行自体は、角材で後頭部を複数回殴るもので A の死という結果を発生させる危険が十分にあったと言える。よって①が当てはまる。

ただし直接 A の死の結果を招来したのはあくまで X の行為であり、Y の行為は X の行為の危険を拡大し、死の到来を早めたに過ぎないものである。よって第二暴行と A の死亡結果との間に因果関係は認められず、殺人罪(199 条)の既遂は認められない。

(4) Y は以前から激しく恨んでいた A であることに気が付き、腹いせに暴行を加えている。よって Y に殺人罪(199 条)の故意が認められる。

(5) よって Y に殺人罪の未遂(203 条)が成立する。

30 VII. 結論

X の当該行為につき、殺人罪 (199 条) が成立する。

Y の当該行為につき、殺人未遂罪 (203 条) が成立する。

以上